

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

医療法人吉村病院 居宅介護（予防）支援事業所（以下「事業所」という）は、原則として利用者に対して身体拘束を行わないこととする。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他の関係者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者本人または家族・関係者に対して説明し、同意を得た上で、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録する。また、事業所として身体拘束を行わないための取り組みを積極的に行うものとする。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- 1) 委員会の設置
身体的拘束等の報告体制を整備し、発生状況を記録・報告・分析し、今後の再発防止につなげるための対策を検討する「身体的拘束適正化検討委員会」（以下、委員会）を設置する。
- 2) 委員会の構成
委員会の構成員は、管理者を委員長とし、各事業所の代表者を選任の担当者とする。
また、第三者かつ専門家の観点からの助言を求めるため協力医療機関の医師、法人顧問等、必要に応じて委員会に召集することとする。
- 3) 委員会の開催および検討項目
委員会は、定期的（1年に1回）に開催するほか、必要に応じて開催し、次に掲げる事項について審議する。また、虐待防止検討委員会と共に開催することもある。
- 4) 委員会では、次に掲げる事項について審議する。
 - ① 身体的拘束等について報告検討するための方法や様式について
 - ② 職員等は、身体的拘束等の発生やその恐れのある状況、背景等を記録するとともに、委員会へ①により身体的拘束等について報告すること
 - ③ 委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること
 - ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生の原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正性と適正化策を検討すること
 - ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること
 - ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

事業所の職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修は、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、適正化を徹底するため、以下の通り実施する。

1) 新規採用者に対する研修

新規採用時には、新人研修計画の中に位置づけ、身体的拘束等の適正化の基礎に関する教育を行う。

2) 全職員を対象とした定期的研修

本指針に基づいた研修プログラムを作成し定期的な研修（年1回）を実施する。
また虐待防止に関する職員研修と同時開催の場合もある。

3) 記録

研修の実施内容を記録し、5年間保存する。

4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

1) 管理者へ報告

事業所内で身体的拘束の必要性が懸念される事態が発生した場合、管理者に報告する

2) 聞き取り

管理者は、職員から聞き取りを行い、身体的拘束の実施が必要とされるか判断する。その結果、必要性が認められない場合は、カンファレンス等により介護の見直し等を行う。
身体拘束の実施が必要とされる場合は、身体的拘束適正化委員会へ報告する。

3) 委員会の審議

委員会において、利用者本人の態様、身体的拘束の必要性を判断する。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

1) 三要件の確認

次の三要件をすべて満たすことを委員会で検討・確認し記録する。

① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる

可能性が著しく高いこと

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③ 一時性：身体的拘束が一時的なものであること

2) 要件合致の確認

利用者本人の態様を踏まえ、委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組む。

3) 利用者本人または家族への説明・確認及び記録

管理者は、利用者本人または家族に対し、緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、その内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等を説明し書面で確認する。

4) 拘束解除

身体的拘束の実施状況や利用者本人の日々の心身の状態等の経過観察を行い、同委員会で拘束解除に向けた確認(三要件の具体的な再検討)を行う。

5) 記録

別紙「身体的拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いて記録し5年間保存する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者、家族、後見人等の関係者及び事業所職員、ならびにその他関係者がいつでも閲覧できるよう、書面にてファイルに綴り設置する。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

3項に定める研修のほか、外部の身体拘束等の適正化に関する研修にも参画し、研鑽に努める。

8. 身体的拘束に該当する具体的な行為

身体的拘束に該当する具体的な行為は次のとおり（「身体拘束ゼロへの手引き」より）

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

9. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、適宜委員会により実施する。

10. 附則

この指針は、令和7年6月1日より施行する。

別紙（記録1）

緊急でやむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- あなたの状態が、下記ABCすべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限の拘束をおこないます。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

紀

- A 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする管理方法がない。
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〔場所・行為（部位・内容）〕	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで

上記の通り実施いたします。

以上

年 月 日
医療法人 吉村病院 居宅介護（予防）支援事業所 ハレ
理事長 吉村 健史
記録者：

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名：_____ (本人との続柄：_____)

別紙（記録2）

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察。再検討記録

樣